

北本市空き家等改修補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、所有者等に対し、予算の範囲内において空き家等の改修に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のほか、当該空家等になることが容易に見できる建築物をいう。
 - (2) 市内施工業者 市内に本社等を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、住宅改修を行う事業者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、次条に規定する補助対象建築物の改修を行うものとする。
- (1) 当該補助対象建築物を購入し、又は相続等により取得し、自ら居住しようとする者
 - (2) 当該補助対象建築物の所有者で、第三者に住居として賃貸しようとする者
 - (3) 当該補助対象建築物を賃借し、自ら居住しようとする者
- 2 補助対象者は、当該補助対象建築物に3年以上居住し、又は賃貸しなければならない。
- 3 補助対象者は、市税等を滞納していない者でなければならない。

(補助対象建築物)

- 第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 市内に存する一戸建ての住宅（賃貸の用に供していたものを除く。）であること。
 - (2) 第7条の規定による申請をする時点において、空き家等であること。
 - (3) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していない建築物であること。

(補助対象工事)

- 第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、第9条の

規定による通知を受けた後に着工する工事であって市内施工業者が行うもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 居住の用に供する部分に係る改修工事
 - (2) 居住の用に供する部分に係る増改築工事
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事
- 2 前項各号に掲げる工事のうち本市で実施している他の補助金制度等の対象となる工事は、補助対象工事から除外する。
- 3 家電製品その他の物品の購入及び設置並びに蓄電池の設置及び付帯工事に要する費用は、補助対象工事から除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料を除く。）のうち当該費用の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、20万円を限度とする。ただし、第3条第1項第1号又は第3号に該当する者の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して得た額とする。

- (1) 市外から転入する場合（申請の日の6月前から工事完了の日の6月後までの間に市内に転入する場合に限る。） 1人につき5万円（最大4人まで）
- (2) 中学生以下の子供がいる場合 子供1人につき2万円（最大4人まで）
- (3) 夫婦共に39歳以下である場合 1組につき2万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北本市空き家等改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象工事の着工の日の前日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 空き家等であることが分かる書類
 - (2) 建物登記事項証明書（未登記の場合は、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書）
 - (3) 市税等に滞納がないことを証する書類
 - (4) 工事見積書の写し
 - (5) 着工前の現場写真
 - (6) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（補助対象建築物を購入し、又は賃借する場合に限る。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物について申請する場合は、耐震性が向上する耐震改修を行う等、耐震性を確保した上で申請するよう努めなければならない。
- 3 申請者は、市のホームページ又は広報において事例として紹介されることについて了承しなければならない。
- 4 前項の了承について、第3条第1項第3号に規定する者は、あらかじめ所有者

の同意を得なければならない。

(所有者の同意)

第8条 申請者は、前条の規定により申請するときは、あらかじめ改修工事等を行うことについて補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。

2 前項の同意は、所有者が複数の場合にあつては、当該所有者全員の同意を得なければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、北本市空き家等改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の内容変更又は中止)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに北本市空き家等改修補助金対象工事の内容変更・中止届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、北本市空き家等改修補助金補助対象工事完了報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該工事完了後1月以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 建物の利用の開始を証する書類
- (2) 工事領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 工事完了後の現場写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市空き家等改修補助金額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、北本市空き家等改修補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 完了報告が交付決定の属する年度の末日までに提出されないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、北本市空き家等改修補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。